

事業基本計画書に対する意見回答書

施設の設置場所	上田市生田字上平1004、1005、1007
事業区域の面積	1,431㎡
施設の合計出力	49.5kW
意見課	税務課 建築指導課 丸子地域建設課 丸子市民サービス課 都市計画課（公園緑化景観担当、調査計画担当）

税務課	1	1月1日時点で太陽光発電設備を所有されている場合は、同年1月中の償却資産(固定資産税)の申告が必要となりますので、所有以降は申告をお願いいたします。
	回答	承知いたしました。✓
建築指導課	1	太陽光パネルの架台の下を物入れ等として利用し、建築基準法第6条の建築物に該当する場合は、建築確認申請が必要となりますのでご注意ください。（高さ2mを超える擁壁も同様）
	回答	架台の下は物入れ等として利用しません。✓
	2	南側：建築基準法上の道ではありません。 申請地である生田1005自体は接道していません。
	回答	承知いたしました。野立ての太陽光発電設備なので建築物に該当しません。✓
丸子地域建設課	1	道水路を工事する際は、市と協議し、必要に応じ占用許可、自営工事承認を申請すること。
	回答	承知いたしました。✓
	2	道水路を破損、汚した際は、道水路管理者へ報告し復旧について協議すること。
	回答	承知いたしました。✓
丸子市民サービス課	3	完成した施設の管理、近隣住民からの苦情対応等を適切に行うこと。
	回答	承知いたしました。✓
	1	近隣住民から苦情が発生した場合（反射による影響等）、真摯に対応してください。 工事期間中は、工事内容や期間、緊急連絡先等が明記された看板を周囲から見やすい位置に設置してください。 また、工事完了後には、問い合わせ先等が記載されたものを掲示してください。
	回答	承知いたしました。✓
	2	感電、破損等が起こらないよう適正な管理をしてください。 また、事故や災害により、パネルが損壊した場合（感電、有害物質の流出等）、周辺に被害が及ばないよう対処を行ってください。
	回答	承知いたしました。✓
	3	太陽光パネルの設置に際して反射光により近隣へ影響が無きよう配慮するとともに、設置により苦情があった際には対応してください。
	回答	承知いたしました。✓
都市計画課 公園緑化景観担当	4	草刈り等定期的に土地の管理をしてください。
	回答	適宜草刈り等行い管理します。✓
都市計画課 調査計画担当	1	事業計画にあたっては、上田市景観計画に定める景観形成基準を御確認ください。（田園地域区分）
	回答	確認いたしました。✓
	1	事業の実施にあたっては、地域住民をはじめとする関係者の理解が得られるよう努めてください。
	回答	承知いたしました。✓
	2	着工前に周辺の既設構造物（例：擁壁、道路クラック）等の調査を念入りに行い、写真等で記録のうえ保存するなど、事業完了後にトラブルにならないよう努めてください。
	回答	承知いたしました。✓
	3	雨水排水処理を適切に行い、敷地外に雨水や土砂の流出が無いよう施設の維持管理を十分をお願いします。工事中においても、雨水排水対策を講じ、防災に努めてください。
	回答	適宜土側溝の点検、修繕を行い、敷地外に雨水や土砂の流出が無いよう努めます。✓
	4	工事中及び工事完了後に本開発行為に起因すると思われる苦情が発生した場合には真摯に対応をお願いします。
	回答	承知いたしました。✓